

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第四号

平成二十六年一月三十日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙は、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により投票を行わない。

平成二十六年一月二十一日

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 松 中 清 信